

お忘れはないですか？

## 引取業及びフロン回収業の登録更新の案内

「引取業者」及び「フロン回収業者」として県に登録を行ってから **5年間が有効期限と定められております。**

引き続き、同業務を行う場合は有効期限が切れる前の登録更新が必要となりますので、登録許可証をご確認のうえ、沖縄県知事（所轄の福祉保険所）へ更新手続きをお済ませ下さい。

更新手続きは有効期限日の3ヶ月前から手続きが可能です。  
更新手続きを行わない場合、自治体登録及び自動車リサイクル促進センターの登録も抹消されてしまいます。  
期限日以降に申請した場合、更新手続きではなく、新規申請となります。  
(許可がおりるまでは業務は行えませんのでご注意ください！)

更新手続きに必要な書類は次のとおりです

### 引取業者

提出先：所轄の福祉保険所  
提出部数：3部（原本1、複写2）  
申請手数料：3,000円（県証紙代）

#### 提出書類等

1. 申請書（様式第一）
2. 個人：住民票  
法人：登記簿謄本  
発行より3ヶ月有効
3. 2級整備士の合格書の写し、  
若しくは整備主任者選任届  
の写し
4. 誓約書（引取業専用）
5. 見取図（1 / 1500縮尺）

### フロン回収業者

提出先：所轄の福祉保険所  
提出部数：3部（原本1、複写2）  
申請手数料：5,000円（県証紙代）

#### 提出書類等

1. 申請書（様式第三）
2. 個人：住民票  
法人：登記簿謄本  
(ア)発行より3ヶ月有効
3. フロン回収機の所有権を有する  
書面（領収書、納品証明書）
4. フロン回収機の能力を証明する  
書面（取扱説明書等）
5. 宣誓書（回収業専用）
6. 見取図（1 / 1500縮尺）

上記の「申請書」及び「誓約書」は、振興会にも用意しております。